舞鶴小学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

甲府市立舞鶴小学校

はじめに

学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。近年の急速な情報 技術の進展により、インターネットや携帯電話等への書き込みや無料通話アプリの利用等、新た ないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中,改めて,全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢 について共通理解をもち,組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「舞鶴小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに 当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめ られた児童生徒の立場を尊重しなければならない。

なお, 具体的ないじめの態様は, 以下のようなものがある。

- ア) 冷やかしやからかい
- イ) 悪口や脅し文句,嫌なことを言われる
- ウ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- エ)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- オ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- カ) 金品をたかられる
- キ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ク)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ケ) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない。いじめの防止等の対策は、この基本認識に立ち、全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」をおくることができるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる,どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ,いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し,市,学校,家庭,地域が連携を深める中で児童の人間性をはぐくみ,思い遣る心の育成を図りつつ,積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

2. いじめ対策の組織

1)組織

いじめ対策推進法第22条に基づき,本校のいじめ防止等の対策のため,「舞鶴小学校いじめ 防止対策委員会(以下「組織」という)」を設置する。

- ○組織の構成委員は,校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター
 - ・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとする。
- ○組織の機能
 - ・いじめに関する情報の収集及び共有。
 - ・いじめ事実の確認。対策案を練る。
 - ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
 - ・学級への指導体制の強化、支援。
 - ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
 - ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。

3. 未然防止の取組

1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

「いじめはどの学校,どの学級にも起こりうる」との認識のもと、全ての児童を対象とした未然 防止の取り組みが大切である。心が通い合う人間関係の中で、児童一人一人が認められ、お互いに 相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。いじめを生じさせない学校、学級を作り出す ために、児童理解を基盤として学校全体で取り組んでいく。

2) いじめを未然に防止するための方策

①児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級は児童が主体的な活動を通して、自分自身を必要な存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校をどの児童にとっても『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童が安心して過ごすことのできる場所にすることが必要である。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じるときに結ばれるものである。認めてくれる人がいると感じる子どもは、いたずらに他者を否定することや攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめることもなくなるものであることから、教員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自 律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自 分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、 あらゆる教育活動において、児童の活躍する場を保障し、道徳教育の充実を行い、自己有用感や規範 意識の醸成に努める。 ③分かる授業, すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

児童にとって、「授業が分かる」という実感を持つことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間となるため、授業が児童のストレッサーになっていないかをよく吟味し、どの児童も参加し、活躍できる授業改善に努める。また個々の意見が述べやすく、尊重される環境作りを行いたい。

④異年齢集団間,異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童の場合,「教える」「教えられる」という図式ができ, 固定化することが多い。その場合,「教えられる」子どもは,自己有用感を味わう機会が少なくなる。 日々の学習を大切にし,どの児童にも「活躍できる場」を提供する。西中学区の小中連携の推進や縦 割り班活動を行う中で、普段とは違う活動に取り組んでいく。

⑤いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い,取組内容の検証を 行う。

児童の実態にあった「取組評価アンケート」(無記名を原則とする)を作り、年間計画にアンケートの実施を学期ごと位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常にPDCAサイクルで見直し、課題への早期対応と結果を今後の指導に活かす。また、学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

参考:生徒指導リーフ増刊号(P22)

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめに ついての共通理解を深め,正しいいじめ理解,適切ないじめ対応に向き合うことができるように,国 や県,市から出された資料やスクールカウンセラーを活用し研修を行う。 ⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、 年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止,早期発見,早期対応,継続支援について,すべての教職員が共通理解するために,年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し,いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。また日頃から児童との対話やふれあい,様子の変化を見落とさないように心がける。

⑧職員会議,校内研究などで,教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて,職員会議等を利用し,いじめの未然防止,早期発見,いじめへの対処について研修を行い,意識を高める。教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

参考:国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」

⑨行事、会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童と向き合う時間の確保し、互いにふれ合う中で、理解に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図る。

⑩学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」 に備え、「日々の連携」(交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など)をする ように心がける。

交通安全教室やサーバー犯罪教室、防犯教室などを年間計画に位置づけ、児童の啓発活動を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

①児童が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など,自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行う児童集会,あいさつ運動,委員会活動,ボランティア活動,ゴミ0運動等を通して,児童が自ら取り組み,その成果を発表する場を設ける。また,少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう,適切に支援する。

4. 早期発見の取組

1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめの早期発見は、問題を深刻化させないことにおいて非常に重要なことである。また学校 や職員だけが、いじめを発見する唯一の立場ではない。児童に関わる全ての大人との連携も大切に しながら、児童の些細な変化を見逃さないこと、気づいた情報を確実共有することを基本に速やか に対応する。

2) いじめを早期に発見するための方策

①普段から児童への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童と直接関わり、指導する中で、日常の観察、休み時間のふれ合い、日記指導、個人面談など日々の児童理解を通じて、いじめの早期発見に努める。また保健室や、図書館等学級以外の場所での変化も見逃さないように心がける。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下、全職員で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童や児童の問題と向き合い、いじめの早期発見に努める。

②いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート」を定期的(最低学期1回)に実施する。その目的が教師の気づかない(潜在的な)いじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。いじめについての記述があった場合は曖昧なものも含めて、

聞き取りや情報収集をしたりしてすばやい対応を行う。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごと の調査結果を市教育委員会に報告する。 (回答書式は市教委による)

- ※アンケートは無記名式とする。
- ※「いじめを見た」「いじめられているらしい」という第3者的な質問をアンケートに入れる。

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制 を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。担任だけでなく、他の職員やスクールカウンセラー、いじめ相談ダイヤル等でいじめ相談を受けることができることを児童や保護者に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

④地域の見守り隊との連絡を密にし、情報を得る中で、いじめの早期発見に努める。

学校内だけではなく,登下校時の様子をいつも見ていただいている見守り隊の方からも児童の情報 を得ながら、いじめの早期発見に努める。

5. いじめへの対処

1) いじめの対処に関する基本的な考え

いじめを確認した際には、その解決に向けて様々な対応が求めらるが、まずいじめを受けた児童やいじめを報告してきた児童の心身を守り通すとともに安全を確保することが大切である。そのうえで、いじめたとされる児童に事情を確認し、適切な指導を全職員が組織的に対応していく。加害児童に対しては、教育的な配慮の下に毅然とした指導を行うが、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、児童の人格の形成や成長に主眼を置き、問題の再発防止に対する指導のあり方を基本的姿勢とする。

2) いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、 早期解決を図る。

①事実確認②反省指導③謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。その際、判った時点ですぐにできるだけ速い対応を心がける。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・連絡・相談を欠かさないようにし、問題の早期解決に当たる。必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、その後の対応を協議する。

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

いじめ事案については、必ず組織で対応することを基本とするが、解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チームに支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして,市教育委員会に関係 機関との連携を依頼し、その解決を図る。

SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会(いじめ防止連携会議)を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じる。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの,重大な被害と認められるときは, 市教育委員会と連絡を取り,所轄警察署,関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、当該児童が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある等、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応

する。加害児童に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取ったりするなど「被害児童を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

⑤加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、学校が守っていくことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに安心した学校 生活が送れるように手立てを講じる。

一方,加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。その際、個人情報の取り扱い、プライバシーには十分に配慮する。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調した児童に対しては保護者の理解と協力のもと、それらの行為がいじめに加担した行為であることを理解さる。また、全ての児童が集団の一員としてお互いを尊重し、認め合っていくことがいじめをなくしていくことに繋がることを理解させ、仲間としての人間関係を構築できる集団づくりを進める。

6. その他の留意事項

いじめの防止に関する国や県,市の施策,学校の施策,重大事態への対処等,学校の基本方針 が適切に機能しているかどうかについて定期的にチェックし,必要に応じて見直しを行うなどの措 置をとる。